

# 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金について

本給付金は、原子力立地地域における雇用機会の創出と産業振興を図るため、雇用の増加を生む企業に対して、一定期間にわたって、企業の支払った電気料金に基づき、道府県が給付金を交付する制度です。当センターでは一部の道府県からの要請を受けて交付事務・審査事務を行っています。

## 主な交付要件

### 【 電力契約 】

新規立地または増設に伴う電力契約の新設または増設をしていること。

### 【 対象となる電気料金 】

以下の対象期間に支払った電気料金であること。

上期：前年度の10月1日～前年度の3月31日、下期：当年度の4月1日～当年度の9月30日  
申請者が直接契約しているものであること。

産業用途の電力契約で、臨時契約等期間に制限があるものでないこと。

### 【 雇用 】

雇用者（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加すること。

### 【 投資 】（「特例加算」を受ける場合のみ要件とする。）

新たな投資額：所在市町村 新設 500万円（増設 250万円）以上、  
隣接市町村 新設 1,000万円（増設 500万円）以上

特例加算とは、製造業および自治体で支援制度を整備している特定業種に対して行う、新規に採用した人数に応じた加算のこと。

## 交付対象期間

立地（新增設）した翌期から原則8年の間で、条件を満たす期間については、継続して交付を受けることができます。ただし、前述のとおり電気料金の支払実績等に基づいて金額が決まるので、都度（上期・下期の年2回）申請して頂く必要があります。

## 交付額

契約電力分（ ） + 特例加算分（ ） = 算定交付額

交付額は、算定交付額と交付限度額のいずれか小さい額となります。

### 契約電力分（ ）

以下の計算式より算出単価を計算する。

$$\text{kW当たりの電気料金} = \frac{\text{1の半期における実支払電気料金}}{\text{実契約電力} \times \text{1の半期における支払月数}}$$

で算出した値を別表1に当てはめ、算定単価を求める

所在市町村、隣接市町村（旧隣接）：第2欄

隣接市町村（旧外部）：第3欄

以下の計算式により交付額を算出する。

$$\text{算定交付額} = \text{算定契約電力}^1 \times (\text{算定単価} + \text{交付金単価}^2) \times \text{支払月数}$$

1 算定契約電力は、別表2の区分に応じた電力を上限とする。

2 交付金単価とは、原子力発電所の設備能力に応じて設定している単価

( 別表 1 )

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
～ 1,500 円未満	750 円	375 円
1,500 円以上 2,500 円未満	1,000 円	500 円
2,500 円以上 3,500 円未満	1,500 円	750 円
3,500 円以上 4,500 円未満	2,000 円	1,000 円
4,500 円以上 5,500 円未満	2,500 円	1,250 円
以降 1,000 円刻み	以降 500 円刻み	以降 250 円刻み

( 別表 2 )

増加雇用者数	上 限
3 人以上 20 人未満	1,500 k W
20 人以上	2,500 k W

### 特例加算分 ( )

- 【 所在市町村 】 : 新規に雇用した人数 × 30 万円 期末の雇用者数  
 【 隣接市町村 ( 旧隣接、旧外部 ) 】 : 新規に雇用した人数 × 15 万円 期末の雇用者数

### 交付限度額

交付限度額は ( 1 ) ( 2 ) のいずれか小さい額となります。

- ( 1 ) 算定電気料金 : 算定契約電力 × ( 算定単価 × 係数 1 - 交付金単価 ) × 支払月数  
 ( 2 ) 支払電気料金 : 半期における実支払電気料金 × 係数 2 ( 実契約電力 × 交付金単価 × 支払月数 )

市町村区分	係数 1	係数 2
所在市町村	2	1
隣接市町村 ( 旧隣接 )	1.5	0.75
隣接市町村 ( 旧外部 )	2	0.50

### 特例増設

企業立地日後に行う事業所の増設のうち、次に掲げる要件を満たすもの。ただし、1 事業所 2 回までに限る。

#### 【 電力契約 】

工場または事業場の増設に伴い契約電力が増加していること。

#### 【 対象となる電気料金 】

以下の対象期間に支払った電気料金であること。

上期 : 前年度の 10 月 1 日 ~ 前年度の 3 月 31 日、 下期 : 当年度の 4 月 1 日 ~ 当年度の 9 月 30 日  
申請者が直接契約しているものであること。

産業用途の電力契約で、臨時契約等期間に制限があるものでないこと。

#### 【 雇 用 】

雇用者 ( 雇用保険の一般被保険者 ) が 3 人以上増加すること。

#### 【 投 資 】

新たな投資額 : 所在市町村 250 万円 以上、 隣接市町村 500 万円 以上

#### 【 対象業種 】

製造業および自治体で支援制度を整備している特定業種であること。

本制度は平成 20 年度以降に新增設があったものが対象になります。

平成 19 年度以前の新增設は、旧制度の適用となります。